

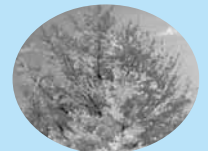


行方市の人口
 総数 37,471人 (-42)
 男 18,586人 (-31)
 女 18,885人 (-11)
 世帯数 11,692世帯 (+12)
 平成24年10月1日現在
 ()は前月との比較

行方市民憲章
 やさしい自然
 かがやく人
 わたしたちがつくる
 魅力あるまち、行方市



市の花
ヤマユリ(山百合)



市の木
イチョウ(銀杏)



市の鳥
シラサギ(白鷺)

療育手帳 判定等の巡回相談

茨城県福祉相談センターでは、知的障害者の方に対する巡回相談を行います。

当日、療育手帳の判定や再判定、相談を希望される方は、事前に予約が必要となります。

期 日 12月6日(木)

時 間 午前10時～午後3時

対 象 療育手帳をお持ちの18歳以上の方、18歳以上で療育手帳の相談を希望される方

人 数 8名

場 所 行方市玉造保健センター

申込締切 定員になり次第、受付終了となります。

問 茨城県福祉相談センター

☎ 029-221-4150



11月は 児童虐待防止推進月間です

児童虐待に関する件数は依然として増加しており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶ちません。

虐待と思われる事実を知ったときには、以下の機関へ通報してください。

○緊急なとき

子供に危害が加えられている場合は、すぐに警察へ110番通報してください。

○緊急でないとき

児童相談所や市役所、「いばらき虐待ホットライン」へ連絡してください。

問 福祉相談センター 鹿行児童分室(銚田)

☎(代) 029-1-33-4111

月～金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで

土・日曜日・祝日・夜間等の児童相談所閉庁時には、「いばらき虐待ホットライン」へ転送されます。

いばらき虐待ホットライン(24時間対応)

☎ 029-3-22-0293

☎ 029-3-22-0293

社会福祉課 子育て支援室

☎ 029-9-55-0111

「法務局公開講座」開設

地域の住民の方に向けた「公開講座」を開設します。将来必ず関わる相談についてのお話です。いざというときに備えて、ぜひご参加ください。

講座内容

「相続・財産管理のあれこれ」

期 日 11月20日(火)

時 間 午後2時～(約90分)

対 象 鹿嶋市、神栖市、潮来市、行方市、銚田市にお住まいの方

☎ 029-9-72-0520

イルミネーション

フェスティバル2012



●点灯式イベント

ブラスバンド・ハンドベル演奏会、イルミネーション花火など盛りだくさんです!

期 日 12月1日(土)

時 間 午後6時～

場 所 麻生公民館及び駐車場

○12月31日(月)まで

点灯予定です。

問 イルミネーションコンフェスティバル実行委員会(行方市商工会青年部)

☎ 029-9-72-0520

市内の園児・児童の絵画・書の内容を展示します。「未来・夢・こころ」を感じる作品をぜひご覧ください。



期 日 12月14日～12月23日
(日) ※12月17日(月)は除く

展示作品
市内幼稚園児 絵画の部
市内小学校 絵画の部・書の部

展示会場 玉造公民館
2階大ホール

主 催 行方市教育委員会

問 玉造公民館
0299-550171

美味しさ満載 「秋の収穫祭」

行方市は野菜、湖魚、畜産物などの豊富な食材がそろいます。秋の食欲をそそる美味しいものを満載にしてお届けします。各種体験コーナーなども盛り沢山。ぜひ、遊びに来てください。



【内 容】

焼き芋販売、焼肉、野菜販売
もち麦粉シフォンケーキ販売、ゴルフゲーム 等

期 日 11月17日(土)

時 間 10:00～15:00

場 所 道の駅たまつくり

問 農林水産課 ☎ 0291-35-2111

「れんこん料理フェア2012」

茨城県は日本一のれんこん産地です。11月中は「れんこん料理フェア2012」を開催します。行方市では6店舗が参加します。ぜひ、足を運んでみてください。



【参加店舗】

北浦パークホテル魚福、かどや、時夢創屋
行方市観光物産館「こいこい」、元気茶屋、大和屋

期 日

11月1日(木)～11月30日(金)

問 農林水産課 ☎ 0291-35-2111

秋の火災予防運動

『11月9日～11月15日までの1週間』

これから寒くなり暖房器具を使用する機会が多くなります。器具の取り扱いに注意しましょう!

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



【3つの習慣】

- 寝たばこは、絶対やめましょう。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用しましょう。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消しましょう。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しましょう。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用しましょう。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置しましょう。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくりましょう。

設置しましたか?住宅用火災警報器

○平成20年6月から、全ての住宅、住居部分に「住宅用火災警報器」を設置しなければなりません。まだ付けていない方は、すぐに設置しましょう。



●寝室(普段、寝室として使っている部屋)

●階段(2階以上の階に、寝室がある場合。詳しくは消防署へ)

※台所・居間(義務はありませんが、安心・安全のため設置をおすすめします。)



行方市メールマガジン

一暮らしに役立つ情報をメールでお知らせ
イベント情報や子育て情報、災害に関する
情報等を配信しています。ぜひご利用
ください。登録はバーコードリーダーから!

問 秘書課(麻生庁舎)

☎ 0299-72-0811



広告募集

「市報行方」へ 広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載
される方を募集しています。

詳しくは秘書課まで

〒311-3892 行方市麻生 1561-9

TEL 0299-72-0811 FAX0299-72-2174

受付
広告原稿提出
(発行1ヵ月前)
↓
広告掲載内容審査
↓
広告掲載決定
↓
掲載発行